注３　譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権が債務者特定の債権である場合（債権個別事項ファイルの「債権の種類コード」の項に「C」で始まるコード以外のコードを記録した場合）には、必ず記録しなければならない。それ以外の場合には、記録してはならない。

注４　記録する債務者に係る債権について、債権個別事項ファイルに記録した債権通番と同一の債権通番を記録しなければならない。

注５　債権通番ごとに記録されている債務者の数(「1」から「999」までの範囲のアラビア数字)を記録しなければならない。

注６　債務者が複数である場合には、各債務者ごとに、項番５から12までの事項を記録しなければならない。

注７　⑼のコード表の項番１に掲げるところにより、債務者の種別を示す識別コードを記録する。

注８　譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権が債務者特定の債権である場合（債権個別事項ファイルの「債権の種類コード」の項に「C」で始まるコード以外のコードを記録した場合）には、任意に記録することができる。それ以外の場合には、記録してはならない。

注９　譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権に関する業務を特定の取扱店において取り扱う場合には、その名称を任意に記録することができる。

注10　登記所が付した会社法人等番号がある場合には、任意に記録することができる。登記されている法人の場合（識別コードの項に「0101」、「0102」又は「0153」を記録した場合）以外の場合には、記録してはならない。

⑺　原債権者ファイル

項番	タグ名	固定／可変	文字数	文字種類	条件
1	原債権者情報	—	—	—	
2	債権情報	—	—	—	（注１）
3	債権通番	固定	6	半角数字	必須（注２）
4	原債権者の数	可変	3	半角数字	必須（注３）
5	原債権者	—	—	—	（注４）
6	識別コード	固定	4	半角数字	必須（注５）
7	商号等	可変	60	全角	必須
8	フリガナ	可変	90	全角カナ	必須
9	取扱店	可変	20	全角	任意（注６）
10	所在	可変	90	全角	必須
11	会社法人等番号	固定	12	半角数字	任意（注７）
12	予備	可変	127	全角	予備（記録しない）

注１　譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権が複数である場合には、各債権ごとに、項番２から12までの事項を記録しなければならない。

注２　記録する原債権者に係る債権について、債権個別事項ファイルに記録した債権通番と同一の債権通番を記録しなければならない。ただし、債権個別事項ファイルに記録した債権の全ての原債権者が同一である場合には、「000000」を記録することができる。

注３　債権通番ごとに記録されている原債権者の数(「1」から「999」までの範囲のアラビア数字)を記録しなければならない。

注４　債権の全ての原債権者が同一である場合(「債権通番」の項に「000000」を記録した場合)には、同一である原債権者について、項番５から12までの事項を一つずつ記録すれば足りる。

　また、原債権者が複数である場合には、各原債権者ごとに、項番５から12までの事項を記録しなければならない。

注５　⑼のコード表の項番１に掲げるところにより、原債権者の種別を示す識別コードを記録しなければならない。

注６　譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権に関する業務を特定の取扱店において取り扱う場合には、その名称を任意に記録することができる。

注７　登記所が付した会社法人等番号がある場合には、任意に記録することができる。登記されている法人の場合（識別コードの項に「0101」、「0102」又は「0153」を記録した場合）以外の場合には、記録してはならない。

⑻　代理人ファイル（注１）

項番	タグ名	固定／可変	文字数	文字種類	条件
1	代理人情報	—	—	—	
2	代理人	—	—	—	必須（注２）
3	代理人種別	固定	2	半角数字	必須（注３）
4	氏名	可変	20	全角	必須
5	所在	可変	90	全角	必須
6	予備	可変	127	全角	予備（記録しない）

注１　代理人により登記の申請をする場合には、必ず作成しなければならない。それ以外の場合には、作成してはならない。

注２　譲渡人及び譲受人の代理人が同一である場合(「代理人種別」の項に「03」を記録した場合)には、当該同一の代理人について、項番２から６までの事項を一つずつ記録すれば足りる。

　代理人が複数である場合（譲渡人及び譲受人について、それぞれ別の代理人である場合）には、各代理人ごとに、項番２から６までの事項を記録しなければならない。

注３　⑼のコード表の項番６に掲げるところにより、代理人の種別を示す種別コードを記録しなければならない。

⑼　コード表

項番	コード名称	桁数	コード	内容
1	識別コード	4	0101	登記されている日本に本店のある法人
			0102	登記されている日本に本店のない法人
			0153	登記されている登録免許税が免除される法人
			0201	登記されていない日本に本店のある法人